

契 約 書 (案)

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、甲が発行する機関誌（以下「本誌」という。）の制作に関して、次の
とおり契約する。

（当業務）

第1条 甲は、〔別紙1〕本誌制作仕様書に掲げる制作業務（以下「当業務」という。）を乙に委託
し、乙はこれを受託する。

（当業務遂行の方法）

第2条 乙は、〔別紙1〕本誌制作仕様書に基づいて、当業務を遂行しなければならない。

（委託期間）

第3条 当業務の委託期間は、この契約締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、期
間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から契約終了の意思表示がない限り、同一条件にて更に1年
間本契約を延長するものとし、最長で2027年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、当業務に対する委託料として、〔別紙2〕本誌制作委託料確認書に基づいて、乙に
支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら
ない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第7条 甲は、必要がある場合は、当業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を
一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があ
るときは、甲乙協議して書面によりこれを定めなければならない。

2 前項の場合において、乙が増加費用を必要とし、又は損害（逸失利益を含む。）を受けたとき
は、甲は、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第8条 乙は、成果品の納入にあたり、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、乙は甲の指定する期日までに修正し再度納入するもの
とする。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、成果品を甲に引き渡したときは、甲に対して本誌発行のつど委託料の支払の請求をしなければならない。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、受けた日の翌月末日までに委託料を支払わなければならない。

(著作権の帰属)

第10条 本件業務の内、成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(再委託)

第11条 乙は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。当業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を甲に報告し、承認を受けるものとする。乙は、機密保持、知的財産権等に関して本契約が定める乙の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、甲に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を乙が負うものとする。

(危険負担)

第12条 契約履行前の成果品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、当該成果品に品質不良、変質、落丁その他の契約不適合な事項があるときは、成果品の納品後であっても、無償による成果品の引換え若しくは手直しを行うものとする。ただし、当該事項が甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第14条 この契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合等により、請負代金又は納入期限等の契約内容を変更し、又は納入の中止をする必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がその責めに帰する理由により、第3条の納入期限までに成果品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき、その他契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(秘密の保全)

第16条 甲及び乙は、秘密情報（本件業務に関連して甲及び乙が相手方に開示した経理情報、総務・人事情報、顧客・取引先情報、営業情報、技術情報、ノウハウ、資料またはサンプルを含む製品であり（本件業務に基づく仕様書その他の成果物を含む）、その開示または提供時に秘密情報であると明示したもの。なお、口頭、書面、磁気ディスク等その情報の形態を問わない。）及び個人情報を秘密として保持・管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、態様の如何を問わず、秘密情報及び個人情報を第三者に提供、販売、貸与、開示、使用許諾、漏洩等してはならない。

2 甲及び乙は、本契約の趣旨に則り、秘密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務を持つ

て管理する。

(債権譲渡の禁止)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(反社会的勢力との取引排除)

第18条 甲又は乙が次の号に該当した場合は、相手方は何らかの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 暴力団、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。
- ② 暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
- ③ 自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
- ④ 本契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき。

2 甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者についても、前項の規定を準用する。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2023年12月 日

甲：東京台東区上野三丁目24番6号

上野フロンティアタワー13階

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘一郎

乙：